

事前通告なしの指導監査等の実施判断基準

1 入所児処遇

- ・ 入所児処遇に関する通報等に対しては、通報者が名乗るか匿名かを問わず、児童虐待防止法等に基づき児童相談所等が実施する通報等への対応に準じて対応するものとする。
- ・ 児童虐待防止法では、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待を虐待として定義しており、児童相談所では、この法律や国の児童相談所運営指針に基づき、通報等を受けた場合に速やかに児童の状況確認を行っている。これを踏まえ、本市においては、児童虐待事案に相当する入所児処遇に関する通報等に対しては、事前通告なしの確認指導監査等を実施する。
- ・ なお、虐待の類型ごとの具体的事例は国の「子ども虐待対応の手引き」において示されている。

【虐待の具体的事例】（「子ども虐待対応の手引き」より抜粋）

ア 身体的虐待

- 打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷、たばこなどによる火傷などの外傷など。

イ 性的虐待

- 子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆など。

ウ ネグレクト

- 子どもの健康・安全への配慮を怠っているなど。例えば、(1)家に閉じこめる（子どもの意思に反して登校させない）、(2)重大な病気になっても病院に連れて行かない、(3)乳幼児を家に残したまま度々外出する、(4)乳幼児を車の中に放置するなど。

エ 心理的虐待

- ことばによる脅かし、脅迫など

2 入所児処遇以外（施設運営等）

- ・ 入所児処遇以外に関する通報等に対しても、通報者が名乗るか匿名かを問わず、最低基準条例や認可外保育施設指導監督基準を下回っている内容の場合は、児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じる恐れがあるものとして、事前通告なしの確認指導監査等を行う。

【具体的事例】

- 利用定員に対して最低基準上必要となる保育士が不足している。
- 保育室等の面積から最低基準により算定される児童数を上回る数の児童を保育している。 など